

随意契約理由

令和4年(2022年)4月1日

契約担当課名	市民協働部くらし支援課
契約名称	被保護者就労準備支援事業「花とみどりの育成管理体験」業務
契約内容	被保護者就労準備支援事業「花とみどりの育成管理体験」業務一式
契約締結日	令和4年4月1日
及び契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中緑化リーダー会
契約金額	1,183,400円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、生活困窮者自立相談支援等事業に係る被保護者就労準備支援事業であり、生活保護受給者等のうち、ただちに就労に結びつきにくい就職困難者層を実習生として受入れ、個別の課題発見・整理、就労意識・能力の向上を図り、その後の継続した就労支援へつなげることを目的として平成23年度から実施している。</p> <p>就労から長く離れている人に対しては、花壇の管理などを配慮ある下において共同で作業することが効果的である。</p> <p>そのため、本事業では、豊中市と連携し、地域や学校などの緑化活動や花いっぱい運動に参加し、これらの活動を支援しており、豊島公園内「ヤシの木通り」の自主管理をはじめとして花壇の管理などを行っている緑化リーダー会の活動の場を活用して実施するものである。</p> <p>また、本業務では、就職困難者に寄り添い、課題発見・整理のサポート、次なる実習目標の設定など、受入れ側のサポート体制が重要であるが、緑化リーダー会は平成25年度以降本業務の目的に即して適切に事業を実施しており、市内においては上記団体の他に今回の事業で求められる資源やノウハウ、経験を有している適当な団体は見当たらず、その性質上競争に適さないことから、当該団体を委託事業者と選定するものである。</p>